

玉川大学大学院学生学会発表・参加旅費助成規程

(趣旨)

- 第1条** 本規程は、玉川大学（以下「本大学」という。）大学院に在籍する学生が国内及び国外の学会において自己の研究成果を公表することを奨励するため、その助成を行うこと(以下「助成」という。)を目的とする。
- 2 文学研究科、マネジメント研究科、教育学研究科、教職大学院の在学学生に対しては、国内の学会参加のみの場合でも、各研究科の事情に応じて助成を行うことができる。

(国内学会の対象等)

- 第2条** 対象となる国内の学会は、日本学術会議に登録された全国規模の学会またはこれに準ずるものとする。
- 2 助成対象は、前項の学会で発表または参加を認められ、かつ研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の承認を得たものとする。

(国外学会の対象等)

- 第3条** 対象となる国外の学会は、国際会議又はこれに準ずるものとする。
- 2 助成対象は、前項の学会で発表（ポスターセッションを含む。）を認められ、かつ指導教員の承認を得たものとする。

(助成)

- 第4条** 本大学大学院生が第2条、第3条で発表または参加を認められた場合は、旅費の一部を助成する。
- 2 国内学会の発表または参加に対する助成（以下「国内助成」という。）は交通費及び宿泊費とし、別表1に基づき支給する。
- 3 国外学会の発表に対する助成（以下「国外助成」という。）は交通費、宿泊費及び参加費とし、別表2に基づき支給する。

(助成回数)

- 第5条** 助成の回数は、国内・国外を問わず学生1人につき当該年度に1回とする。

(申請手続)

- 第6条** 国内・国外助成の支給を受けようとする者は、別表3の大学院学生学会発表・参加旅費助成交付申請書に事前に指導教員の承認を得た上で、研究科長に申請するものとする。
- 2 助成金の支給対象者は、申請者の所属する研究科委員会の議を経て大学院研究科長会において決定する。

(申請期間)

- 第7条** 前条の申請は、当該年度の4月1日より2月末日までとする。

(助成金の精算)

- 第8条** 助成金額と実費との差額が生じた場合には、学会終了後1週間以内に指導教員の確認を経た上で精算をしなければならない。ただし、精算の最終締切は3月末日とする。

(報告書の提出)

- 第9条** 学会発表または学会に参加した学生は、学会終了後、1週間以内に別表4の大学院学生学会発表・参加報告書を指導教員の確認を経た上で、研究科長に提出するものとする。

- 第10条** 疾病その他のやむを得ない事情により学会に参加または学会において発表が行われなかった場合は、学会終了日後、1週間以内に指導教員の確認を経た上で、その助成金を本大学にすみやかに返金しなければならない。

(事務主幹)

- 第11条** 本規定にかかる事務主幹は教学部とする。

附則省略

I

学修にあたって

II

事務手続き

III

教育課程表および
講義内容

IV

教職大学院

V

付録

別表 1

交通費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道運賃には、新幹線特急料金、特別急行料金または急行料金（いずれも自由席）相当額を含むものとする。但し、特急利用については、乗車距離が100km以上の場合に限ります。 2. 自動車運賃には、高速バス料金を含むものとする。 3. より経済的・合理的であると判断され、かつ申請者が希望する場合には、鉄道以外の陸路および空路の利用を認めることが出来る。 4. 上記はいずれも実費支給とする。
宿泊費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宿泊を伴う場合には、会期に関わらず 1 泊分限り、11,200円を上限とし実費支給する。

別表 2

交通費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内の鉄道運賃は、本大学最寄駅（玉川学園前駅）より国内空港までとする。 2. 海外の鉄道運賃・自動車運賃は、目的地の最寄の空港から学会会場または宿泊場所までとする。 3. 鉄道運賃には、特別急行料金または急行料金（いずれも自由席）相当額を含むものとする。 4. 自動車運賃には、高速バス料金を含むものとする。 5. 上記はいずれも実費支給とする。 6. 航空運賃は最寄の国内空港から目的地の最寄の空港までとし、協定料金（往復割引・エコノミー）により算出した実費とする。ただし、助成限度額は次のとおりとし、限度額を超えた場合は打ちきり支給とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ヨーロッパ、アフリカ、南アメリカ各地……………15万円 (2) アメリカ（中・東・南部）、カナダ（中・東部）、オセアニア、中近東……………10万円 (3) アメリカ（西部）、カナダ（西部）……………7.5万円 (4) ハワイ、中国、香港、台湾、韓国、東南アジア……………5万円
宿泊費	会期に関わらず 1 泊分限り、11,200円を上限とし実費支給する。
参加費	3 万円を上限として実費支給する。

平成 年 月 日提出

学研究科長 殿

大学院学生学会発表・参加旅費助成交付申請書

研究指導担当 印

1. 所属 学研究科 専攻 課程 年
学籍番号 氏名
2. 国内外の種別 国内 ・ 国外 (国名)
3. 学会等名
※発表題目：
(日本語訳：)
4. 目的
5. 期間 平成 年 月 日 (曜日)
平成 年 月 日 (曜日) (日間)
6. 開催場所
7. 滞在先・連絡先
8. 旅費
交通費 往路 () → () → () → ()
復路 () → () → () → ()
普通 特急 航空機 その他
() () () () 計 円
※空路利用の際は領収書を必ず添付すること。
宿泊費 (円) ※規定により1泊分のみ支給。
- 合計 円

※ プログラム・発表要旨を添付すること。

研究科長		
------	--	--

平成 年 月 日提出

大学院学生学会発表・参加報告書

学研究科長 殿

研究指導担当

印

所 属 学研究科 専攻 課程 年

学籍番号

氏 名

1. 学会等名

2. 開催場所

3. 期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()

4. 発表題目

5. 発表内容

6. 参加による成果

研究科長	
------	--